

◆◆目次◆◆

第一章 総則

- 第1条 (契約の目的)
- 第2条 (契約期間)
- 第3条 (契約期間と利用期間)
- 第4条 (施設サービス計画の決定・変更)
- 第5条 (介護保険基準サービス)
- 第6条 (介護保険基準外のサービス)

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第7条 (サービス利用料金の支払い)
- 第8条 (利用料金の変更)

第三章 事業者の義務等

- 第9条 (事業者及びサービス従事者の義務)
- 第10条 (守秘義務等)

第四章 利用者の義務

- 第11条 (利用者の施設利用上の注意義務等)

第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)

- 第12条 (損害賠償責任)
- 第13条 (損害賠償がなされない場合)
- 第14条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第六章 契約の終了

- 第15条 (契約の終了事由)
- 第16条 (契約者及び利用者からの中途解約等)
- 第17条 (契約者及び利用者からの契約解除)
- 第18条 (事業者からの契約解除)

第七章 その他

- 第19条 (苦情処理)
- 第20条 (協議事項)

_____(以下「契約者」という。)、_____(以下「利用者」という。)と、利用者が特別養護老人ホーム和光苑(以下「ホーム」という。))における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用せるとともに、第5条及び第6条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項(以下「短期入所生活介護計画」という。)は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。
- 3 利用者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条 (契約期間)

本契約の有効期間は契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (契約期間と利用期間)

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定められる契約の有効期間をいい、「利用期間」とは第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第4条 (短期入所生活介護計画の決定・変更)

- 1 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の短期入所生活介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、短期入所生活介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第5条 (介護保険の基準サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康・栄養管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第6条 (介護保険の基準外サービス)

- 1 事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 事業者が提供する食事に係る食費
 - 二 利用者が選定する特別な食事の提供
 - 三 利用者の希望によるレクリエーション行事、クラブ活動
 - 四 利用者及び契約者(家族等)に係る個人情報の開示、複写物の交付
 - 五 介護保険給付の支給限度額を上回り提供された、短期入所生活介護サービス
- 2 前項の他、事業者は嗜好品等のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額(以下、介護保険給付額という。)の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:通常はサービス利用料金の1割に居住費、食費を加えた額)を事業者に支払うものとします。
但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)
- 3 第6条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、利用者の日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く)を事業者に支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は利用期間ごとに計算し、利用者はこれを利用期間終了時に事業者が指定する方法で支払うものとします。

第8条 (利用料金の変更)

- 1 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金並びに食費の基準費用額について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金(食費の基準費用額を除く)については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利

- 3 利用者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第10条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。※「個人情報の利用目的」に定めるもの
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

第四章 利用者の義務

第11条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

- 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- 一 契約者・利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 二 契約者・利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 四 契約者・利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第15条（契約の終了事由）

- 契約者・利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
- 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第16条（契約者及び利用者からの中途解約等）

- 1 契約者及び利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第8条第3項により本契約を解約する場合
 - 二 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第17条（契約者及び利用者からの契約解除）

- 契約者及び利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
 - 二 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
 - 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条（事業者からの契約解除）

- 事業者は、契約者又は利用者以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
- 一 契約者又は利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二 利用者による、第7条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第七章 その他

第19条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第20条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者との誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者・利用者、事業者が署名又は記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

事業者 〒684-0301
住所 島根県隠岐郡西ノ島町大字宇賀697番地
事業者名 社会福祉法人西ノ島福祉会 特別養護老人ホーム和光苑
代表者氏名 苑長 福浦 隆 印
電話番号 08514-7-8116

契約者 〒

住所

氏名

電話番号

利用者 〒

住所

氏名

電話番号